

# 鹿島田駅西部景観計画特定地区

## 景観形成方針・基準

平成26年3月5日  
地区指定告示日

平成26年4月1日  
同施行日



KAWASAKI CITY

川崎市

まちづくり局 計画部  
景観・まちづくり支援課  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2707

FAX : 044-200-0984

E-mail : 50keikan@city.kawasaki.jp

川崎市撮影の空中写真（平成24年度撮影）



はじめに

鹿島田駅西部地区は、JR南武線「鹿島田駅」とJR横須賀線「新川崎駅」の間に立地しており、地区の周辺においては、大規模土地利用転換と併せ、住宅機能や商業機能、先端技術を研究する施設等の様々な都市機能の立地が進んでいます。

本地区では、平成17年に鹿島田駅西部地区再開発促進区として都市計画決定され、平成19年4月に第1種市街地再開発事業の都市計画決定、平成20年2月に施行認可、平成23年4月に権利変換計画認可が行われています。それにより、計画的な土地の高度利用の促進と道路・広場等の都市基盤施設の整備による交通結節機能の向上を図るとともに、商業・居住機能等の都市機能が調和した質の高い複合市街地の整備を図ることを目指しています。

今回事業の進捗にあわせ、新たに本地区を景観法に基づく景観計画特定地区に指定し、景観形成方針・基準を定め、建築行為その他の届出制度の活用により良好な都市景観の形成を図ります。

このパンフレットには、景観形成方針・基準に定められた地区の景観づくりの考え方や建築物、工作物、公共施設の具体的なデザインの基準、屋外広告物の基準等が記されています。

これにより当地区のまちづくりのあり方を御理解いただければと思います。

平成26年3月

目次

はじめに . . . . . 1

鹿島田駅西部地区の位置付け・まちづくりのコンセプト . . . . . 2

鹿島田駅西部景観計画特定地区の区域・景観形成方針 . . . . . 3

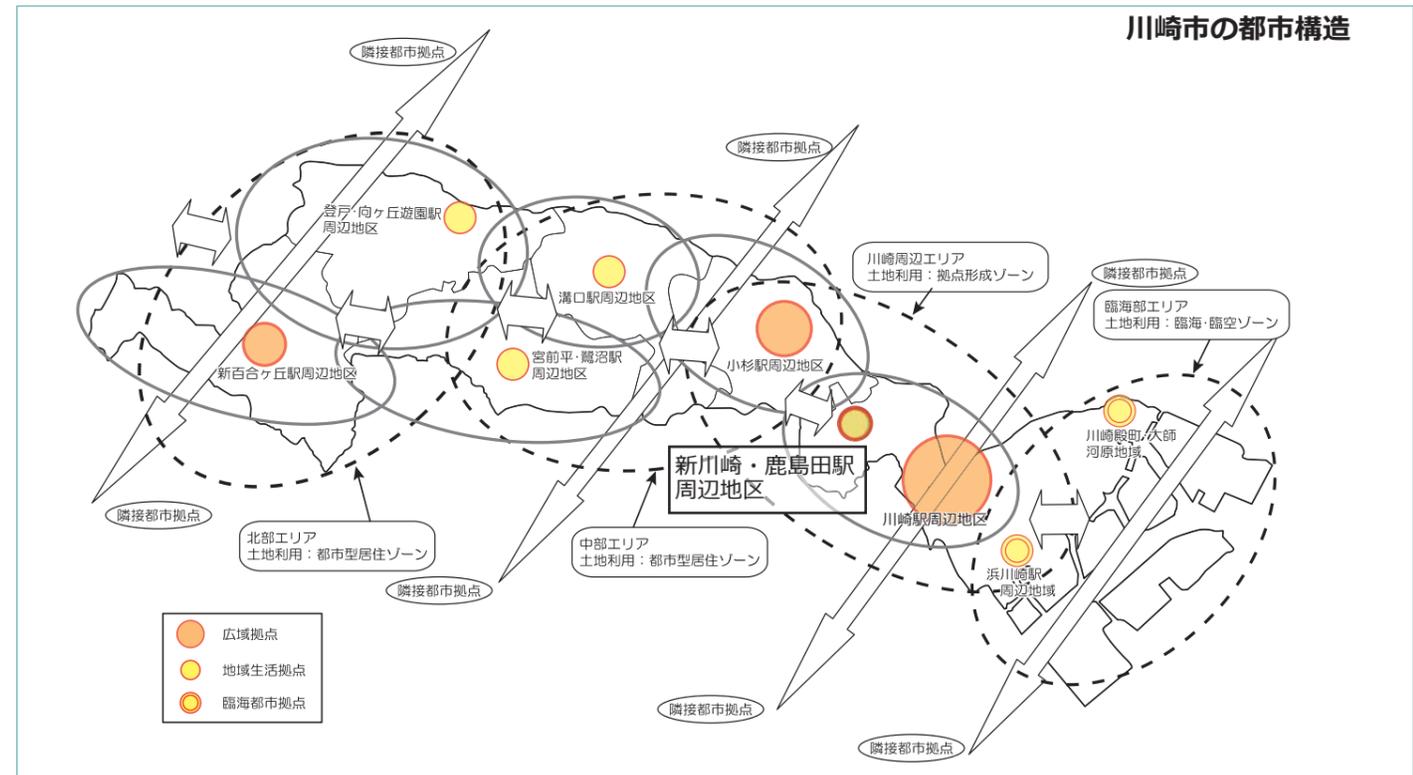
鹿島田駅西部景観計画特定地区 景観形成基準（建築物等の形態意匠の制限） . . 4～ 8

鹿島田駅西部景観計画特定地区 景観形成基準（屋外広告物に関する行為の制限） 9～ 16

鹿島田駅西部景観計画特定地区 景観形成基準の適用除外、届出の手続き . . . 17、 18

鹿島田駅西部地区の位置付け

川崎市では、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと市内の各地域の自立と連携を目指す地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざして事業・施策に取り組んでいます。鹿島田駅西部地区は、民間活力の導入や市民・事業者・行政の協働の取組により、創造、活力、ゆとり、安心の融合した効率的・効果的な拠点地区の形成をめざし、道路や公園等の都市基盤整備、民間開発の適切な誘導及び市街地再開発事業の推進により、個性ある利便性の高い地域生活拠点の形成を推進しています。

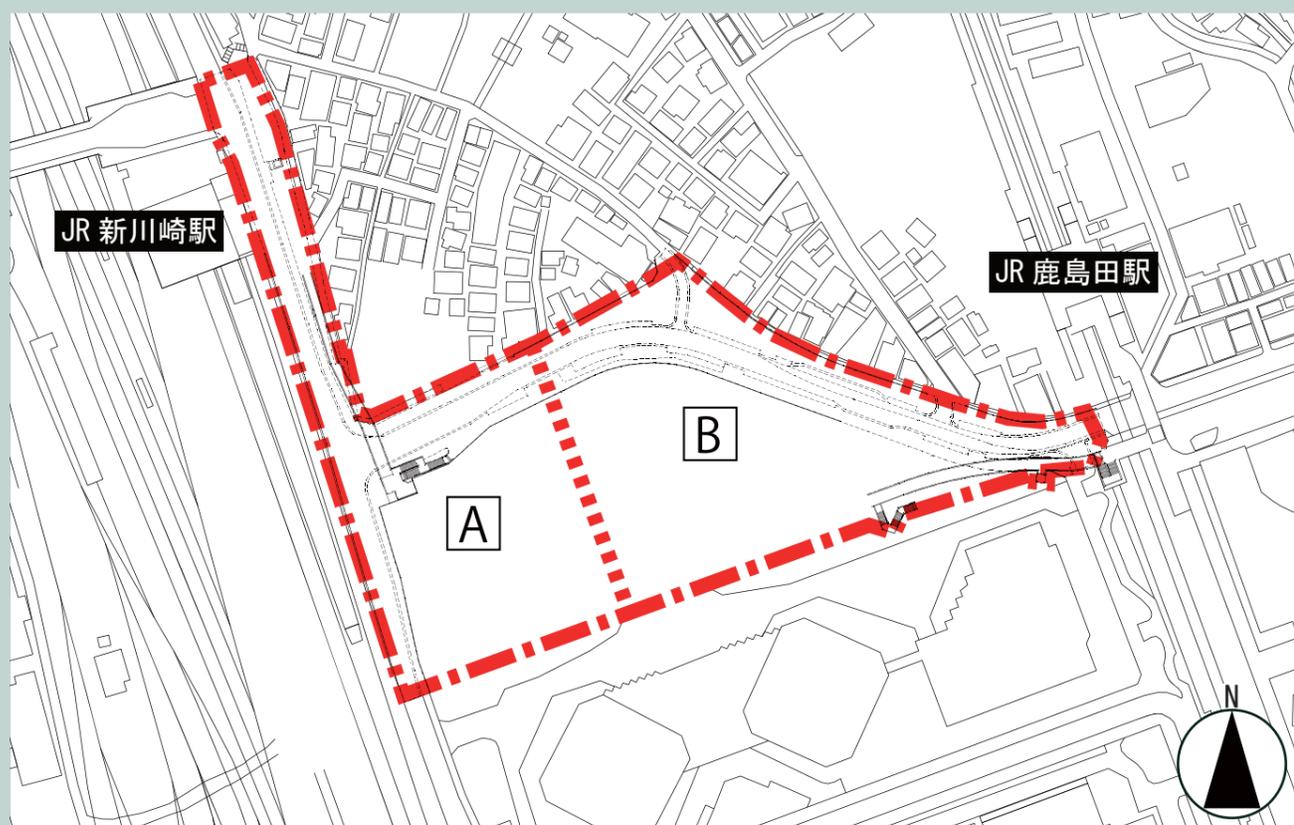


まちづくりのコンセプト

容積適正配分型地区計画等を導入し、市街地再開発事業による計画的な土地の高度利用を図ります。併せて良好な都市型住宅、魅力ある商業施設、地域の要望に応える子育て支援施設及び健康増進に資する健康施設等を導入することにより、都市機能が調和した質の高いまちをつくります。また、道路、交通広場及び歩行者デッキを整備することにより、自動車、歩行者の安全・利便性が向上します。

- 計画的な土地の高度利用の促進
- 交通結節機能の向上
- 質の高い複合市街地の整備

## 景観計画特定地区区域図



## 景観形成方針

## 基本目標

- 2つの駅を結ぶ「にぎわいと交流の景観づくり」
- 隣接する高層建築物との調和が醸し出す「シンボリックな景観づくり」
- 利便性の高い地域生活拠点にふさわしい「先進性と暮らしやすさの調和した景観づくり」
- 憩いと安らぎを感じさせる「みどりと潤いの景観づくり」

## 景観形成のコンセプト

- JR鹿島田駅とJR新川崎駅を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、快適で回遊性の高い交流空間を形成する。
- 隣接する高層建築物との「群」による先進的なイメージの遠景と、ヒューマンスケールにあわせた生活感の感じられる近景が一体的に構成された街並みを形成する。
- 居住者に憩いと安らぎを与える、落ち着きと親しみの感じられる住宅景観と、賑わいの中にも地区としての一定の調和が感じられる商業・業務景観を形成する。
- 連続感のある緑のネットワークを形成することで、季節の彩りが映える瑞々しい街路景観を形成する

## 施設計画・建築物等のデザイン

## A地区

- 地域の中心的生活利便施設にふさわしい、テーマ性のある質の高いデザインとするとともに、隣接地区からの動線と連動したデザインを工夫する。
- 単調なイメージとならないように、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出する。
- 壁面及び階段状のテラス、屋上等を活用して、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとする。



## B地区

- 周辺の高層建築物群との遠景と調和し、先進的な都市型高層住宅としての表情豊かなデザインを工夫する。
- 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるように努める。
- 建築物の低層部は、中高層部とデザインを切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出する。
- 建築物の低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。



施設計画・建築物等のデザイン

両地区共通基準

- 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインの分節化を図る等、圧迫感を軽減させる工夫に努める。
- 建築物の低層部は、周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとする。
- 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮する。
- 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に考慮した質の高い素材を使用する。
- バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁のフレームの中に組み込む等、一体的なデザインとするよう努める。
- 建築物付帯施設や屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲い形態等に配慮し、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努める。
- 建築物付帯施設や屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮する。
- 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努める。
- 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならない。
- 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。

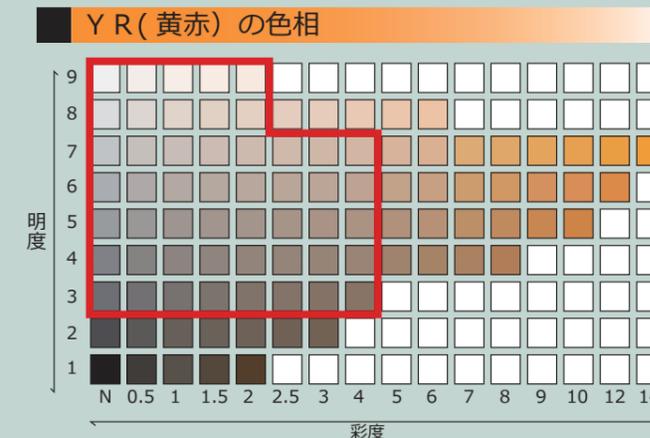


外壁の色彩に関する制限

A地区

- 建築物の外壁に使用する色彩のマンセル値は、次の表の色相の欄の区分に応じ、それぞれ同表の明度の欄、彩度の欄に定める範囲内のものを使用するとともに、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街なみとなるように配色を行うものとする。

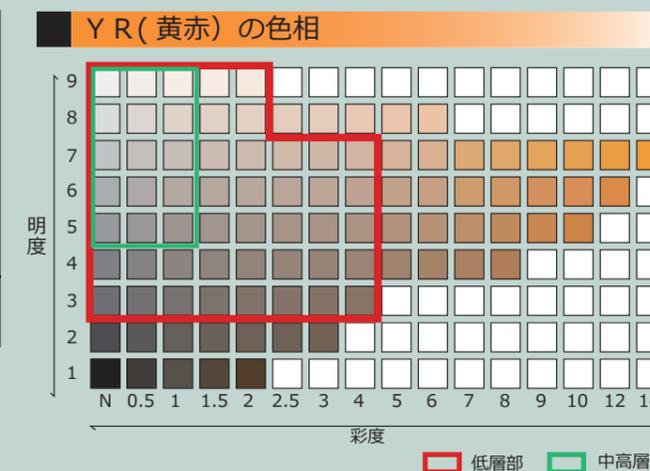
色相	明度	彩度
5YR~4.9Y	3以上8未満	4以下
	8以上	2以下



B地区

- 建築物の外壁に使用する色彩のマンセル値は、次の表の色相の欄の区分に応じ、それぞれ同表の明度の欄、彩度の欄に定める範囲内のものを使用するとともに、低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とした、周辺との調和に配慮した配色を行うものとする。

	色相	明度	彩度
中高層部（地上から10mを超える部分）	5YR~4.9Y	5以上	1以下
低層部（地上から10m以下の部分）	5YR~4.9Y	3以上8未満	4以下
		8以上	2以下



両地区共通基準

- 壁面の20%を超えない範囲で使用できるアクセントカラーについては、上記基準は適用しないものとする。
- 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、上記基準によらない色彩を使用できるものとする。

民有地 敷地・通路・広場

両地区共通基準

- JR鹿島田駅とJR新川崎駅を結ぶペDESTリアンデッキは、歩行者の視線から多様に变化する景観づくりを行うとともに、遠景においても、周辺の景観と調和し、ペDESTリアンデッキ自体も全体で統一感のあるデザインとする。
- 舗装材は、自然を感じさせる素材とするとともに、基調となる暖色系のアースカラーにグレーを配色するものとする。
- 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けない。
- 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮する。
- 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。
- 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。
- 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。
- 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低彩度の色彩又は金属等の素材色とする。
- 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努める。



照明のデザイン

両地区共通基準

- 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、周辺の環境に配慮した節度あるものとし、原則として過度に点滅する照明は使用しない。
- 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度2,000～4,000K程度）を基調とする。
- 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努める。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。
- 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないよう努める。
- 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努める。



みどりのデザイン

両地区共通基準

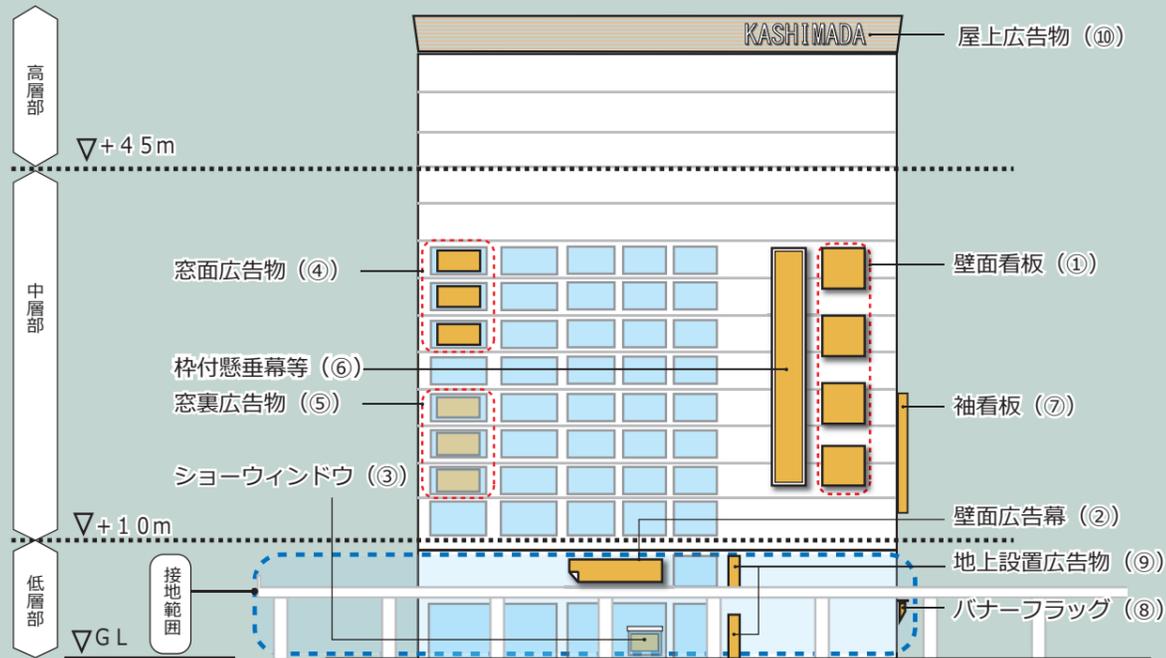
- ペDESTリアンデッキ、接道部、オープンスペース、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努める。
- 植栽は、多様な樹種を配置し、四季が感じられる緑豊かな景観を創出するよう努める。
- 地上部街路空間及び歩行者デッキの植栽を連携することで、立体的な緑化空間を創出するよう努める。
- 先進性が感じられる規則的な植栽配置に努める。



定義

両地区共通基準

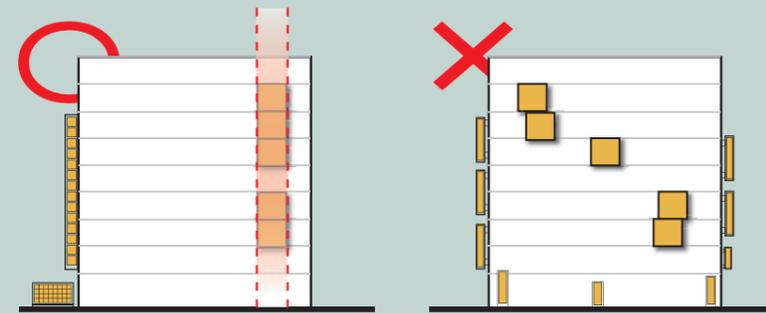
- 低 層 部 : 地上10m以下の部分
- 中 層 部 : 地上10mを超え、地上45m以下の部分
- 高 層 部 : 地上45mを超える部分
- 接 地 範 囲 : 地上又は歩行者デッキ（「接地面」）に接している階のうち、接地面に接している部分
- 壁 面 看 板 : 建築物又は工作物（「建築物等」）の壁面に対して平面的に広告表示するものうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「地上設置広告物」を除いたもの
- 壁 面 広 告 幕 : 布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたもの  
※壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。
- ショーウィンドウ : 建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するもの
- 窓 面 広 告 物 : 窓面の外側に広告表示するもの
- 窓 裏 広 告 物 : 屋内の広告物のうち、窓面の裏側又は窓に近接した室内に取り付けることにより、屋外に対して広告表示するもの
- 枠 付 懸 垂 幕 等 : 「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるもの
- 袖 看 板 : 建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するもの
- パナールラッグ : 建築物等の壁面から突出した棒状の工作物に取り付けられた布、ビニール等に広告表示するもの
- 地上設置広告物 : 接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるもの
- 仮 設 広 告 物 : 表示期間が90日を超えないもの  
※壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が90日を超えるものを除く。



配置

両地区共通基準

- 広告物ができる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫する。



表示内容

両地区共通基準

- 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。



形状

両地区共通基準

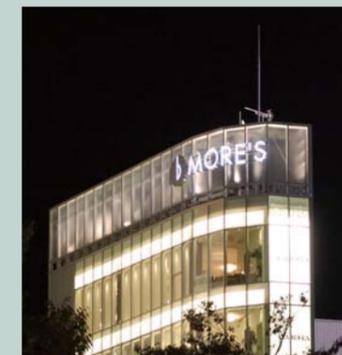
- 広告物の形状は、切り文字式とすることを推奨する。



照明

両地区共通基準

- 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物を設置しない。
- ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。  
※ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合を除く。
- 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は避けることを推奨する。
- 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気演出するために、色温度3,000K以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨する。



共通事項

両地区共通基準

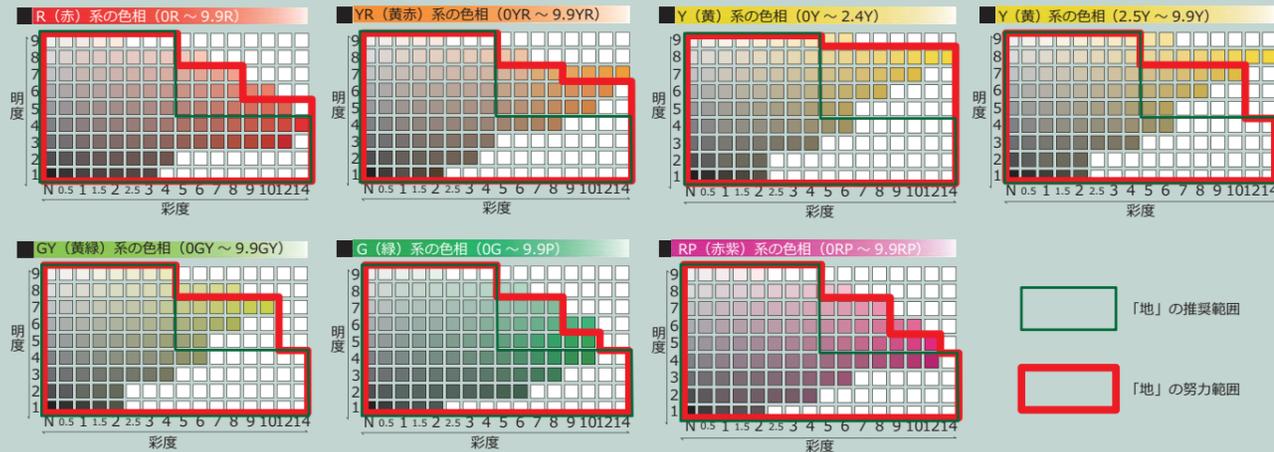
- 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインになるよう工夫する。

色彩のデザイン

両地区共通基準

- 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しない。
- 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努める。
- 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。  
※やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、以下に示す範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努める。

色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	5 以下 7 以下	14 以下 8 以下	OGY ~ 9.9GY	7 以下	10 以下
OYR ~ 9.9YR	6 以下 7 以下	14 以下 8 以下	OG ~ 9.9P	5 以下 7 以下	10 以下 8 以下
OY ~ 2.4Y	8 以下	14 以下	ORP ~ 9.9RP	5 以下 7 以下	12 以下 8 以下
2.5Y ~ 9.9Y	7 以下	10 以下			



※色相及び彩度が共通し、明度のみ異なる色彩は、1色とみなす。  
 ※アクセントとして小さい面積（文字面積の15%以下、又は文字以外の部分の面積の15%以下とし、かつ、その合計が広告面積の15%以下）で使用する色彩、会社名などに係るロゴタイプ（図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合には、適用しない。

色数：2色  
「地」の色彩：5PB2/4  
文字の色彩：N9

色数：2色  
「地」の色彩：2.4Y8/12  
文字の色彩：N1

色数：3色  
「地」の色彩：0G1/3, 2.5YR2/2  
文字の色彩：N1

色数：3色  
「地」の色彩：5R2/4, N9  
文字の色彩：N9, 5P3/3

文字のデザイン

両地区共通基準

- 広告物の文字面積は40%以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の2/3以上の部分を8文字以下※1の単一分節で構成するよう努める。

※1会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。

$(a+a')/A \leq 40\%$   
 $a: 8文字以下$   
 $a \geq (a+a') \times 2/3$

- (1) 広告物の文字面積を20%以下とした場合は除く。
- (2) 広告物の文字面積の9/10以下の部分を4文字以下の単一分節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50%まで拡大できる。
- (3) 広告物の文字数を4文字以下の単一分節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60%まで拡大できる。

$b/B \leq 20\%$

$(c+c')/C \leq 50\%$   
c: 4文字以下  
 $c \geq (c+c') \times 9/10$

$d/D \leq 60\%$   
a: 4文字以下

※アルファベット等の音楽文字等の場合は、文字数の算出を行う際に、文字数に1/2を乗じて計算できる。  
 ※枠付懸垂幕等、仮設広告物又は設置範囲に設置する2㎡以下の広告物については、適用しない。

色数：1色  
「地」の色彩：N2(N9)  
「文字」の色彩：N9(N2)  
文字面積：28% 文字数：5文字

色数：1色  
「地」の色彩：N3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：20% 文字数：3文字

色数：2色  
「地」の色彩：8BG2/3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：41%  
文字数：16文字(9/10以上4文字以下)

色数：2色  
「地」の色彩：N9  
「文字」の色彩：N1  
文字面積：50%  
文字数：8文字(9/10以上4文字以下)

色数：2色  
「地」の色彩：6PB2/7  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：21%  
文字数：7文字(2/3以上8文字以下)

色数：2色  
「地」の色彩：1YR3/3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：39%  
文字数：5文字(2/3以上8文字以下)

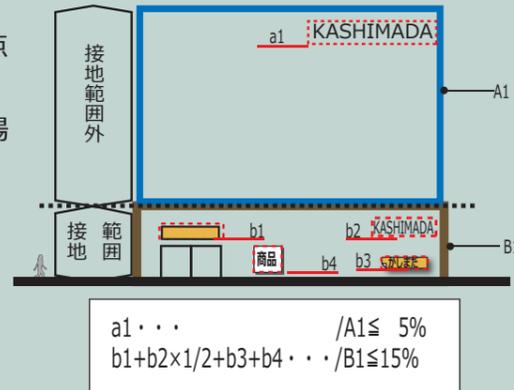
色数：2色  
「地」の色彩：2YR2/3  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：50%  
文字数：4文字

色数：2色  
「地」の色彩：7R3/10  
「文字」の色彩：N9  
文字面積：56%  
文字数：4文字

## 壁面看板・壁面広告幕

### A地区

- 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。  
※建築物の名称若しくはこれに類するものを表示する場合は、この限りでない。
- 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならない。
- 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積(切り文字は1/2換算)の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲の面積の15%以下とする。※ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。
- 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積(切り文字は1/2換算)の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5%以下とする。
- 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。ただし、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1m以下とした場合は、横の長さが5mを超えるものを設置することができる。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。  
※建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。
- 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。

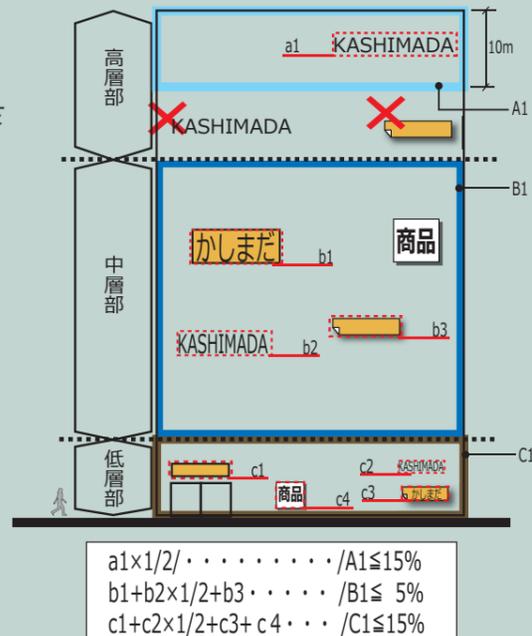


### B地区

- 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。  
※高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に1/2を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10mの範囲の面積の15%以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならない。  
※共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積(切り文字は1/2換算)の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5%以下とする。  
※共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
- 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積(切り文字は1/2換算)の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15%以下とする。  
※ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。

- 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5m以下、横の長さ5m以下とする。  
※共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3m以下の切り文字とする場合又は建築物の主たる壁面の頂部から10mの範囲において、縦の長さ5m以下の切り文字とする場合は、この限りでない。
- 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃える。  
※建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。

- 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1m以下とし、同一寸法で統一することを推奨する。



## 枠付懸垂幕等

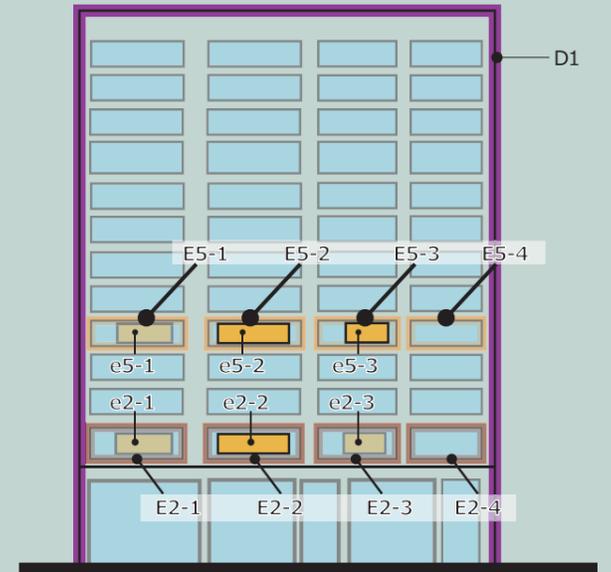
### 両地区共通基準

- 設置しないものとする。

## 窓面広告物・窓裏広告物

### 両地区共通基準

- 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6m以下を基本とする。
- 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。
- 窓面広告物及び窓裏広告物の面積(切り文字は1/2換算)の合計は、当該広告物を設置する壁面について、各階ごとの窓面積の合計の20%以下とする。  
※仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合(A地区除く。)、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3%以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。
- 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一する。  
※仮設広告物の場合は、この限りでない。



## 屋上広告物

### 両地区共通基準

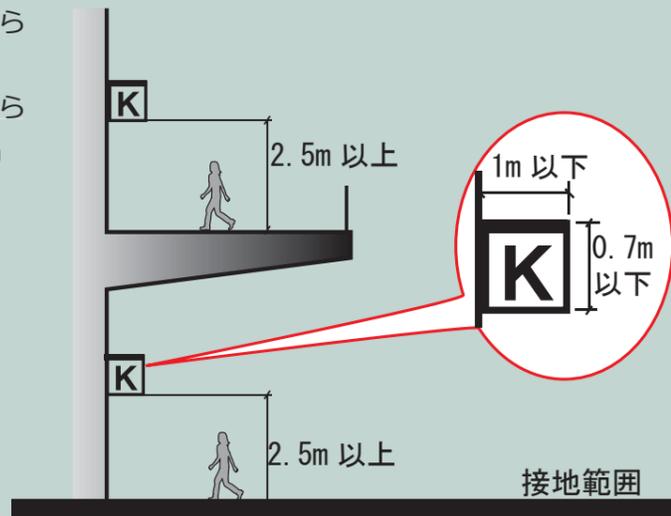
- 建築物の上部を利用する広告物は、設置しない。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係る商標を切り文字で表示する場合は、この限りでない。



## 袖看板

### 両地区共通基準

- 接地する範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5m以上とする。
- 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7m以下、壁面からの出幅1m以下とする。
- 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しない。



## 地上設置広告物

### 両地区共通基準

- 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5m以下、横の長さ5m以下、表示面積の合計25㎡以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6m以下、横の長さ1.5m以下、表示面積の合計18㎡以下とする。
- 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努める。



## バナーフラッグ

### 両地区共通基準

- バナーフラッグの大きさは、横の長さ1m以下とし、地上からの高さを揃えて設置する。



## 映像装置

### 両地区共通基準

- 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1ヶ所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1ヶ所）までとする。
- 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3㎡以下とする。



## 置看板、立看板等

### 両地区共通基準

- 置看板、立看板及び広告旗(バナーフラッグは除く。)は、設置しない。



### 建築物又は工作物の形態意匠の制限についての適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しない。

- 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合
- その他市長が認める場合

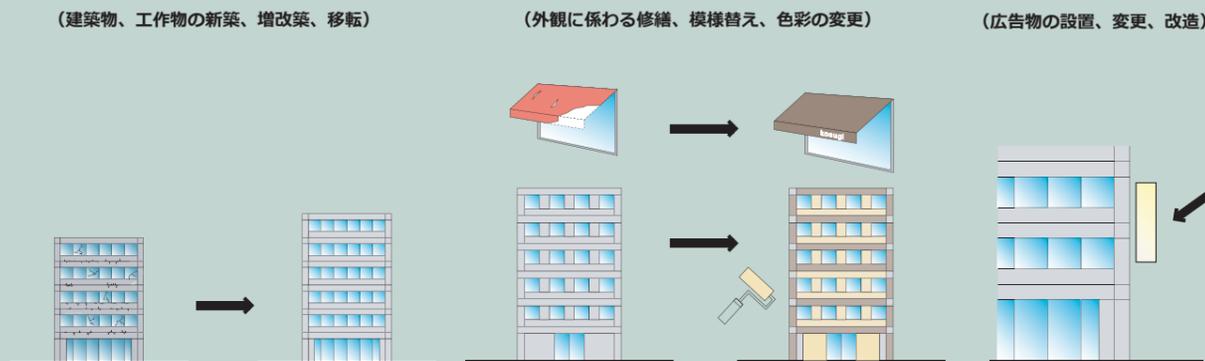
### 屋外広告物に関する行為の制限についての適用除外

次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しない。

- 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合
- 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合
- 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合
- 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合
- 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合
- 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1㎡以下の場合
- 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合
- その他市長が認める場合

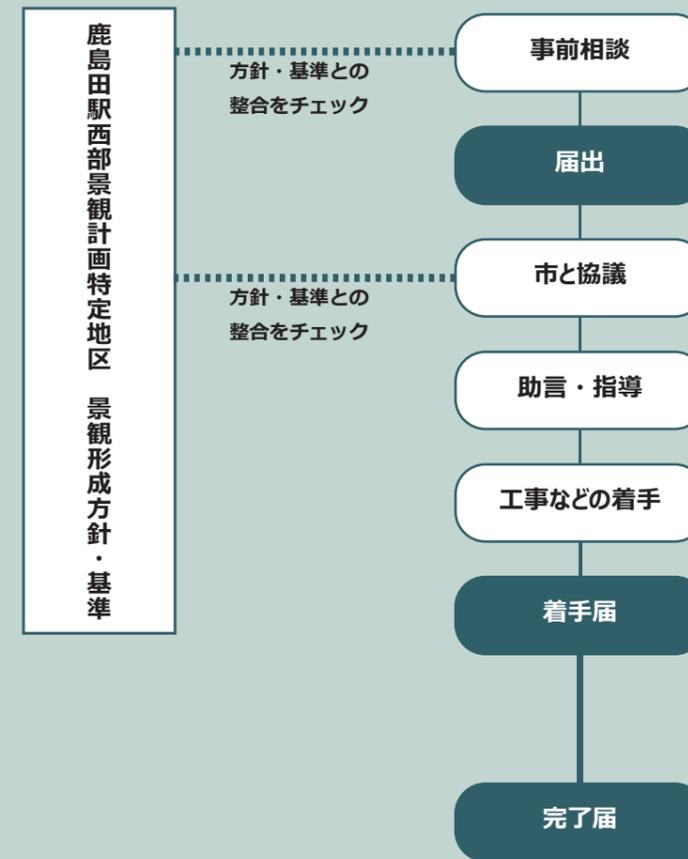
### 届出が必要となる行為

- 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観に係わる修繕もしくは模様替えまたは外観の色彩の変更
- 広告物の表示もしくは広告物を掲出する工作物の設置または広告物もしくは広告物を掲出する工作物の変更もしくは改造
- その他都市景観の形成に影響を及ぼすと市長が認める行為



### 届出の手順

#### 手続きフロー



●届出  
景観法により、届出受理後、30日を経過した後でなければ工事着手できない。

●着手届  
外壁の塗装その他の外装の仕上げ工事に着手しようとするときは、あらかじめ届出が必要。

●完了届  
届出した行為を完了したとき、または中止したときは、届出が必要。

### 届出が除外となる行為

- 非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の建築等
- 建築物の建築等であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 建築物の外観を変更することとなる色彩の変更であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、その面積の合計が10平方メートル以下のもの
- 工作物の建設等であって、当該行為に係る部分の高さが5メートル以下で、かつ、築造面積の合計が10平方メートル以下、かつ、外部の面積が10平方メートル以下のもの
- 市長が都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがないと認める行為